

## 三鷹市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三鷹市契約事務規則(昭和39年三鷹市規則第14号。以下「規則」という。)第18条第3項に規定する郵便等による入札(以下「郵便入札」という。)の実施について、必要な事項を定めるものである。

(対象案件)

第2条 三鷹市が行う競争入札案件であつて、規則第6条に規定する入札実施の告示又は規則第37条に規定する入札通知(以下「告示等」という。)において、入札の方法を郵便入札に指定したものとする。

(郵便入札の告示等)

第3条 郵便入札を実施する場合は、告示等に次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 郵便入札である旨
- (2) 入札書の送付方法
- (3) 入札書の到達期限日
- (4) 入札書の送付先
- (5) 入札回数
- (6) 入札の条件に違反した入札書の取扱い
- (7) その他三鷹市が必要と認める事項

(入札に係る費用の負担)

第4条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書の送付方法)

第5条 郵便入札による入札参加者は、入札書その他告示等により指定された書類(以下「入札書等」という。)を、告示等により指定された到達期限日までに、三鷹市役所に到達するよう郵送しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で行わなければならない。

3 第1項に規定する入札書等は、封筒に入れて封かんし、封筒には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開札日
- (2) 件名
- (3) 入札参加者の住所、商号又は名称及び担当者名
- (4) その他三鷹市が必要と認める事項

(入札書の無効)

第6条 次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 前条による送付方法によらないもの
- (2) 期限までに所定の場所に到達しなかったもの
- (3) 入札に参加する資格がない者が入札したもの
- (4) 封筒に封かんのないもの
- (5) 記名を欠くもの
- (6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (7) 誤字、脱字及び数字の桁ずれ等により意思表示が不明瞭であるもの
- (8) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- (9) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (10) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (11) 封筒に記載の件名と同封している入札書の記載が異なるもの
- (12) 明らかに連合によると認められるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、指定された入札条件に違反したもの

2 開札前に無効とした入札書は、開札しないものとする。また、無効とした入札書は、返却しないものとする。

(入札書の保管等)

第7条 入札書が到達したときは、その日付を封筒に押印のうえ、開札時まで封のまま保管しなければならない。

(開札)

第8条 郵便入札の開札の執行に当たっては、あらかじめ指定した日時及び場所において、開札するものとする。

2 入札参加者は、開札日の前日までに、郵便開札立会申出書(様式第1号)を提出することにより、開札に立ち会うことができる。また、代理人が立ち会う場合は、開札当日に委任状(様式第2号)を持参しなければならない。

3 立会人については、開札立会人記録簿(様式第3号)に署名をし、確認をする。

4 入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

5 「競争入札参加者要領」及び「競争入札参加者要領(電子調達案件用)」の規定にかかわらず、郵便入札の開札については本条の規定が適用されるものとする。

(くじによる落札)

第9条 落札となるべき同価の入札者が2者以上あるときは、別に定める方法によりくじを行い、落札者を決定する。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者が入札を辞退する場合は、任意の書式にて辞退届を開札開始までに提出する。

(入札結果)

第 11 条 入札結果は書面やホームページ等で閲覧に供する。なお、落札者には、入札終了後速やかに電話連絡をするとともに、応札者全員に入札結果を通知する。

(入札の延期等)

第 12 条 入札参加者に連合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるほか、郵便入札実施に関して必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 3 日から施行し、同日以降に告示等をする競争入札に適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 30 日から施行し、同日以降に告示等をする競争入札に適用する。